

公共施設等の適正管理の推進について

- 1 . 公共施設等総合管理計画の見直し・充実について…………… 1
- 2 . 公共施設等適正管理推進事業債について…………… 16

令和 3 年 1 月 2 2 日

総務省自治財政局

調整課・財務調査課

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

背景

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

公共施設等総合管理計画の策定（平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請） ※平成26～28年度の3年間で策定

<公共施設等総合管理計画の内容>

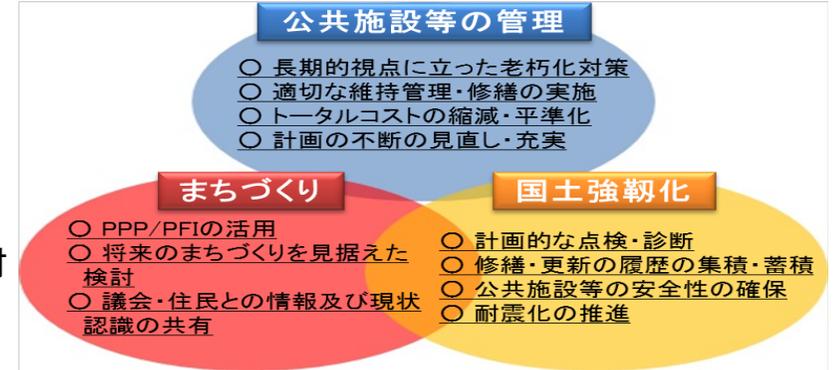
公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

<公共施設等総合管理計画の策定状況>

令和2年3月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.9%の団体において策定が完了。

令和3年度までに、個別施設計画等を踏まえた見直しを行うもの。

【取組の推進イメージ】



個別施設計画の策定（「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定） ※令和2年度までに策定

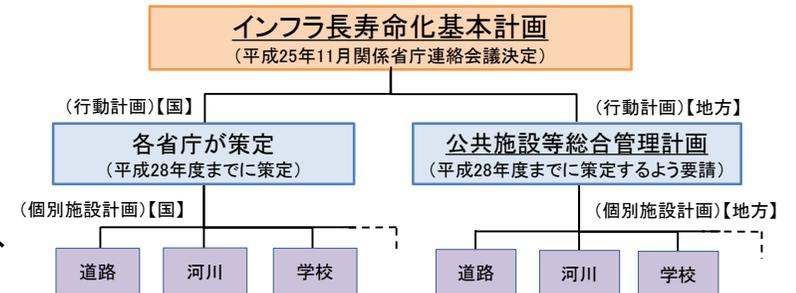
<個別施設計画の内容>

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策※の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策

次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

【インフラ長寿命化計画の体系】



公共施設等総合管理計画の見直しに向けた状況（R2.3.31時点）

団体名	令和3年度までに見直し予定の団体			令和4年度以降に見直し予定又は見直し時期未定の団体			合計
	都道府県	市区町村	小計	都道府県	市区町村	小計	
北海道	1	95	96	0	84	84	180
青森県	1	21	22	0	19	19	41
岩手県	1	18	19	0	15	15	34
宮城県	1	17	18	0	18	18	36
秋田県	1	18	19	0	7	7	26
山形県	1	21	22	0	14	14	36
福島県	1	43	44	0	※16	16	60
茨城県	1	30	31	0	14	14	45
栃木県	1	19	20	0	6	6	26
群馬県	1	29	30	0	6	6	36
埼玉県	1	60	61	0	3	3	64
千葉県	1	40	41	0	14	14	55
東京都	1	27	28	0	35	35	63
神奈川県	1	26	27	0	7	7	34
新潟県	1	21	22	0	9	9	31
富山県	1	11	12	0	4	4	16
石川県	1	7	8	0	12	12	20
福井県	0	14	14	1	3	4	18
山梨県	1	20	21	0	7	7	28
長野県	1	33	34	0	44	44	78
岐阜県	1	38	39	0	4	4	43
静岡県	1	26	27	0	9	9	36
愛知県	1	46	47	0	8	8	55
三重県	1	16	17	0	13	13	30

団体名	令和3年度までに見直し予定の団体			令和4年度以降に見直し予定又は見直し時期未定の団体			合計
	都道府県	市区町村	小計	都道府県	市区町村	小計	
滋賀県	1	9	10	0	10	10	20
京都府	0	12	12	1	14	15	27
大阪府	1	24	25	0	19	19	44
兵庫県	1	23	24	0	18	18	42
奈良県	0	17	17	1	22	23	40
和歌山県	0	20	20	1	10	11	31
鳥取県	0	15	15	1	4	5	20
島根県	1	10	11	0	9	9	20
岡山県	1	15	16	0	12	12	28
広島県	1	13	14	0	10	10	24
山口県	1	17	18	0	2	2	20
徳島県	1	19	20	0	5	5	25
香川県	1	15	16	0	2	2	18
愛媛県	1	20	21	0	0	0	21
高知県	1	20	21	0	14	14	35
福岡県	0	28	28	1	32	33	61
佐賀県	1	16	17	0	4	4	21
長崎県	1	13	14	0	8	8	22
熊本県	1	35	36	0	10	10	46
大分県	1	8	9	0	10	10	19
宮崎県	0	14	14	1	12	13	27
鹿児島県	1	32	33	0	11	11	44
沖縄県	0	28	28	1	13	14	42
合計	39	1,119	1,158	8	622	630	1,788

※のうち2団体は公共施設等総合管理計画未策定

主な個別施設計画の策定状況

令和2年10月13日 インフラ老朽化対策の推進に関する
関係省庁連絡会議第9回幹事会資料(抜粋)

分野	対象施設	計画策定率	(参考)平成31年4月1日時点 計画策定率
警察施設	庁舎等	68%	48%
消防関係施設	消防庁舎	48%(89%)	36%
学校施設	公立学校施設	39%(97%)	15%
社会教育施設	社会教育施設(社会体育施設及び文化会館等を除く。)	29%(81%)	15%
水道分野	上水道施設	87%	81%
医療分野	病院	24%(60%)	21%
福祉分野	児童福祉施設等	42%(93%)	30%
農業水利施設	ダム、調整池、ため池、頭首工、水路、用排水機場、施設機械等	85%	75%
農道	橋梁(橋長15m以上)及びトンネル	79%	52%
農業集落排水施設	管路施設、処理施設	68%	50%
地すべり防止施設	抑止工、抑制工	75%	49%
治山	保安施設事業に係る施設、地すべり防止施設等	88%	84%
林道	橋梁(橋長4m以上)、トンネル及びその他重要な施設	67%	50%
漁港施設	外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地、漁港浄化施設	85%	82%
漁場の施設	増殖場、養殖場	84%	79%
漁業集落環境施設	漁場集落排水施設	50%(100%)	25%
工業用水	工業用水道事業	69%	46%
道路	橋梁(橋長2m以上)	92%	81%
河川・ダム	主要な河川構造物	97%	91%
砂防	砂防設備(砂防堰堤、床固工等)、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	100%	100%
海岸	堤防・護岸・胸壁等	90%	80%
下水道	管路施設、処理施設、ポンプ施設	100%	100%
港湾	外郭施設	78%	72%
公園	都市公園	95%	94%
住宅	公営住宅	90%	90%
廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設	61%	51%
(参考)地方公共団体庁舎	地方公共団体庁舎	32%	20%

- (注) ・ 計画策定率については、分野により、地方公共団体所有でない施設が含まれているものもある。
 ・ 策定状況は、令和2年4月1日時点(ただし、道路、河川・ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、公園、住宅は令和2年3月31日時点)。
 ・ 計画策定率のカッコ内の数値は、策定率60%以下の施設について、令和2年度末における見込みを算出したもの(管理者等からの回答による)。

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂概要

各地方公共団体において、策定した総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改訂(H30.2)。

総合管理計画の推進体制等について

1. 全庁的な体制構築

個別施設計画の策定や具体的な施設の適正管理に係る取組の検討について、各施設所管部局を中心に行われ、全体として、効果的な計画の推進がなされないおそれがあるため、総合管理計画の策定・改訂の検討段階から、全庁的な体制を構築して取り組むことが望ましいこと。

(例)

- ・公共施設等の情報の管理・集約
- ・個別施設計画策定の進捗管理、総合管理計画の進捗状況の評価等の集約
- ・部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場の創設

2. PDCAサイクルの確立

総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めることが望ましいこと。

総合管理計画の充実について

3. 総合管理計画の不断の見直し・充実

総合管理計画の策定後も、点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが望ましいこと。

4. 維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、以下の区分により示すことが望ましいこと。
※財源の見込みについても記載することが望ましい。

- ・期間:30年程度以上
- ・会計区分:普通会計及び公営事業会計
- ・建物区分:建築物及びインフラ施設
- ・経費区分:維持管理・修繕、改修及び更新等

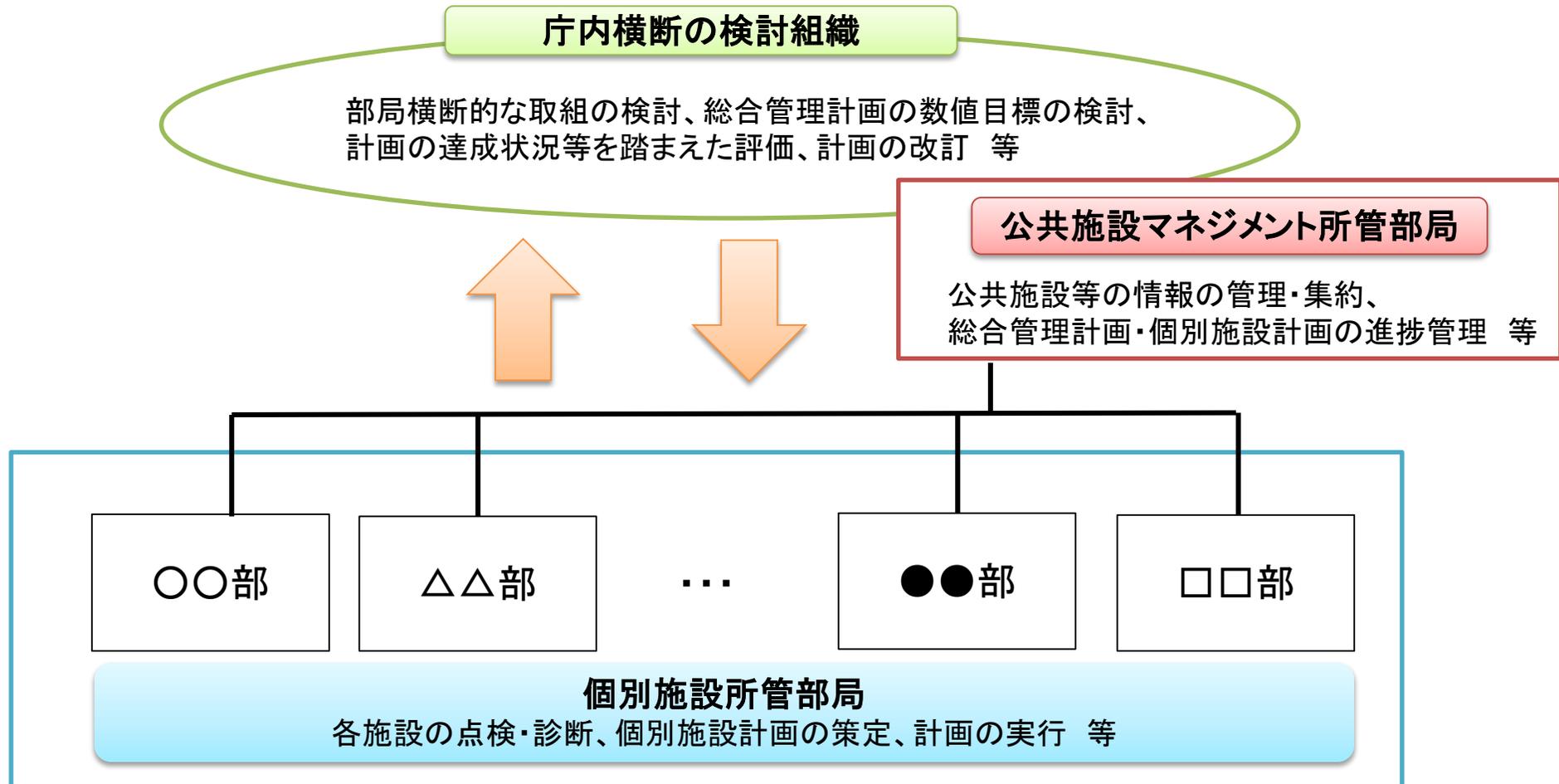
5. ユニバーサルデザイン化の推進方針

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、公共施設等の適正管理を行う中でユニバーサルデザイン化を推進していくため、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、「ユニバーサルデザイン化の推進方針」について記載すること。

総合管理計画の推進体制等

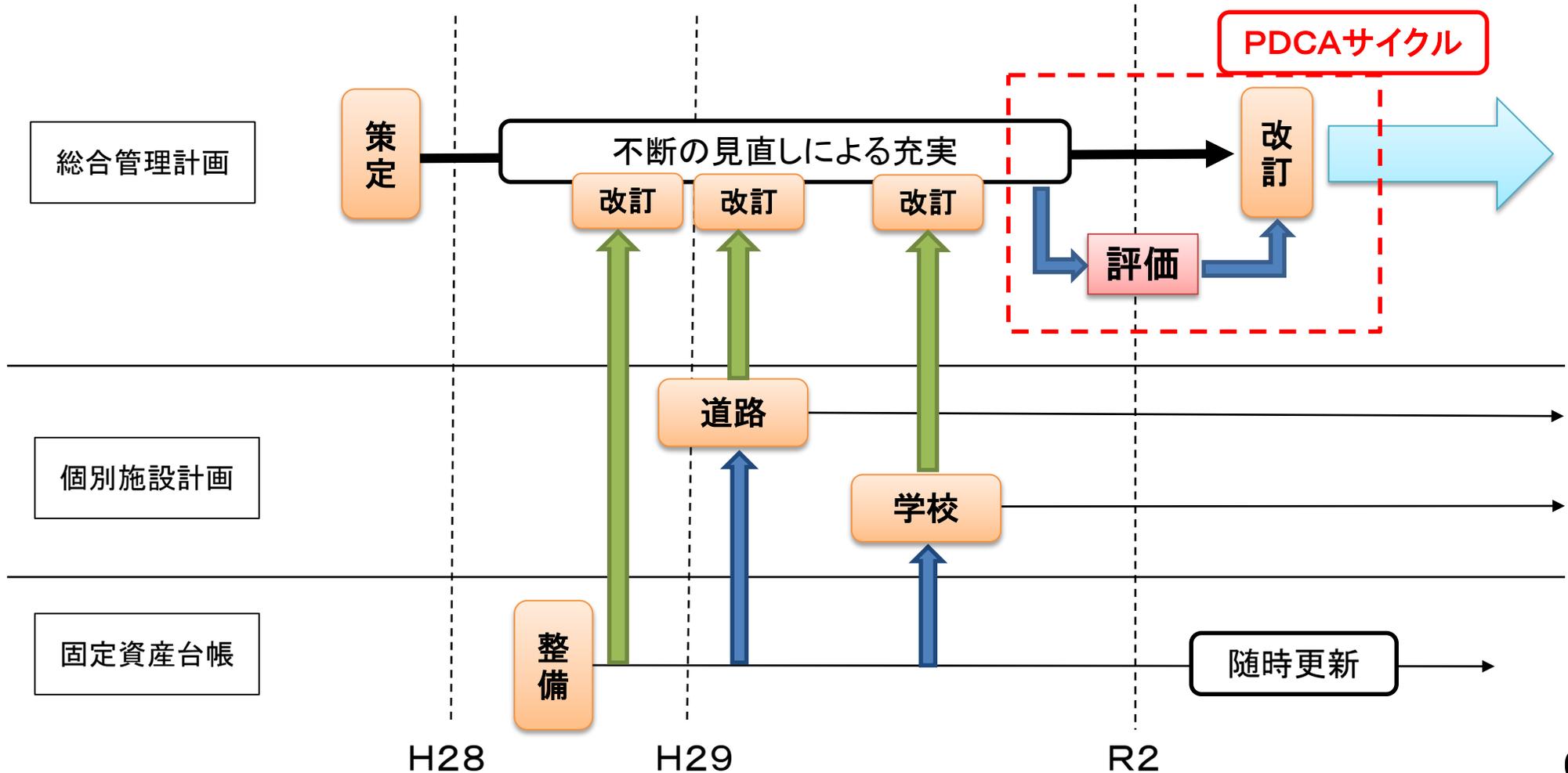
- 総合管理計画の策定・改訂の検討の際の情報の洗い出しの段階から、全庁的な体制を構築して取り組むこと。
- 具体的には、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、各部局において進められる個別施設計画策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定めるとともに、部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場を設けることなどが想定される。

<全庁的な体制構築イメージ>



総合管理計画の見直し・改訂

- 総合管理計画については、策定の検討時点において把握可能な公共施設等の状態や取組状況等を整理し策定したものであることから、その内容は、策定後も、総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくこと。
- 総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めること。



公共施設等総合管理計画見直しのイメージ

公共施設等総合管理計画

平成28年度までに策定
個別施設計画等の進捗に伴って充実、改訂

総合管理計画策定の目的

- ・更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化
- ・公共施設等の最適配置の実現

○ 公共施設等の現況及び将来の見通し

中長期的な維持管理・更新等の経費の見込み

既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)経費見込み

個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み

対策による効果額

令和3年度までに記載

比較

充当可能な財源の見込み

取組
効果
反映

○ 公共施設等の管理の基本的な方針

- 計画期間
- 全庁的な取組体制等
- 公共施設等の管理の基本的な考え方
 - ① 点検・診断の実施方針
 - ② 維持管理・更新等の実施方針
 - ③ 安全確保の実施方針
 - ④ 耐震化の実施方針
- PDCAサイクルの推進方針

数値目標の設定

- ・公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標
- ・トータルコストの縮減・平準化に関する目標

- ⑤ 長寿命化の実施方針
- ⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ⑦ 統合や廃止の推進方針
- ⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

反映

対策の
内容等
反映

反映

令和2年度までに策定完了

個別施設計画 A

個別施設計画 B

個別施設計画 C

個別施設計画 D

令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について

1 計画の見直しに当たっての基本的な考え方

総合管理計画については、平成26年度から平成28年度までに策定するよう要請してきたが、その後一定の期間が経過するとともに、国(各省)のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和3年度中に総合管理計画の見直しを行うこと。

その際、総合管理計画の期間内であっても、また、全ての個別施設計画の策定が完了していないとしても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこと。

2 計画の見直しに当たって記載すべき事項

※以下の事項以外についても、各団体の判断により必要な事項を記載すること

1 必須事項

① 基本的事項

- ・計画策定年度及び改訂年度
- ・計画期間
- ・施設保有量
- ・現状や課題に関する基本認識
- ・過去に行った対策の実績
- ・施設保有量の推移
- ・有形固定資産減価償却率の推移

② 維持管理・更新等に係る経費(総合管理計画に記載済の場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ精緻化を図ること)

- ・現在の維持管理経費
- ・施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
- ・長寿命化対策を反映した場合の見込み
- ・対策の効果額

※ 見込みについては、少なくとも10年程度の期間

③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- ・公共施設等の管理(点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等)に係る方針
- ・全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

2 記載が望ましい事項

- ① 公共施設の数、延床面積等に関する数値目標
- ② 施設類型(道路、学校、病院等)ごとの管理に関する基本的な方針
- ③ 地方公会計(固定資産台帳)の活用の考え方
- ④ 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針

3 団体の状況に応じて記載する事項

- ① 広域連携の取組
- ② 地方公共団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

3 財政措置

令和3年度に限り、市町村における総合管理計画の見直しに係る経費(専門家の招へいに要する経費(旅費、報償費等)、計画の見直しに要する経費(委託料、印刷費等))について、特別交付税措置を講じることとしたこと(措置率 0.5)。

※ 上記の内容は、別途通知予定

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業の創設

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する事業を創設**

事業概要

(1) アドバイザーを派遣する政策テーマ

- 公営企業の経営戦略の策定・経営支援
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備
- 公共施設等総合管理計画の見直し(公共施設マネジメント)

(2) 支援の方法

個別市区町村に継続的に派遣

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業

市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣

課題達成支援事業

上記の政策テーマの実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣

啓発・研修事業

都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため政策テーマの研修を行う場合に派遣

※1 アドバイザーの派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担

※2 各都道府県の市区町村担当課と連携して事業を実施

(3) 事業規模

- 約3億円（約500団体・公営企業への派遣を想定）

地方公会計と公共施設の適正管理の連携について

地方公会計と公共施設等の適正管理をリンクさせることによって、公共施設等のマネジメントをより効果的に推進することが可能となる。

統一的な基準による固定資産台帳・財務書類の整備

地方公会計

- 統一的な基準による地方公会計の整備の一環として、公共施設等の取得年月日、取得価額、耐用年数といったデータを含む固定資産台帳を整備する。※併せて公共施設等の実際の損耗状態等を把握しておくことも重要
- 統一的な基準による財務書類(貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書等)を作成する。

公共施設等総合管理計画等の不断の見直し

公共施設等適正管理

- 固定資産台帳のデータ、各施設の診断結果や個別施設計画に記載した具体的な対策内容等を踏まえ、将来の施設更新必要額の推計等を行い、充当可能な財源と見比べながら、公共施設等総合管理計画を不断に見直す。

各分野ごとの個別施設計画の策定

公共施設等
適正管理

- 個別施設ごとに、点検・診断によって得られた個別施設の状態を踏まえ、対策内容と実施時期、対策費用の概算等を整理する。

施設別のセグメント分析の実施

地方公会計

- 施設別の行政コスト計算書等によるセグメント分析を実施することで、個別具体的な統廃合等の議論(各論)につなげることができる。※公共施設等総合管理計画には、更新・統廃合・長寿命化等の基本的な考え方(総論)が盛り込まれている

公共施設等適正管理推進事業債等の活用

公共施設等適正管理

- 個別施設計画等において、具体的な対策を決定した公共施設等について、公共施設等適正管理推進事業債等を活用することにより、集約化・複合化、転用、除却、長寿命化等を円滑に推進することができる。

固定資産台帳を活用した公共施設等総合管理計画の策定（長崎県島原市）

事例概要

- 公共施設等の管理を計画的・効率的に進めていくため、地方公会計と連動して情報の一元管理と共有化を図ることとし、公共施設等総合管理計画の策定に際しては、固定資産台帳のデータを活用して、施設の現状分析や、施設の更新等に係る経費見込みの算定を実施。

取組内容

- 平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画において、固定資産台帳の掲載項目である取得日・耐用年数・面積・取得金額・減価償却累計額などの数値データを活用し、施設類型別や建築年別の延床面積や老朽化比率を算出し、現状分析を実施。
- また、固定資産台帳のデータを基に、保有する全ての施設の更新等に係る経費見込みの試算を行い、公共施設等総合管理計画に掲載。
- 持続可能で健全な維持管理を実現するためには、今後40年間において更新等費用及び維持管理費用で350億円の削減が必要と判明。計画策定における、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を定める際の参考とした。
- 個別施設計画の策定に際しても、取得年度や面積データなど固定資産台帳の掲載項目を、計画に反映。

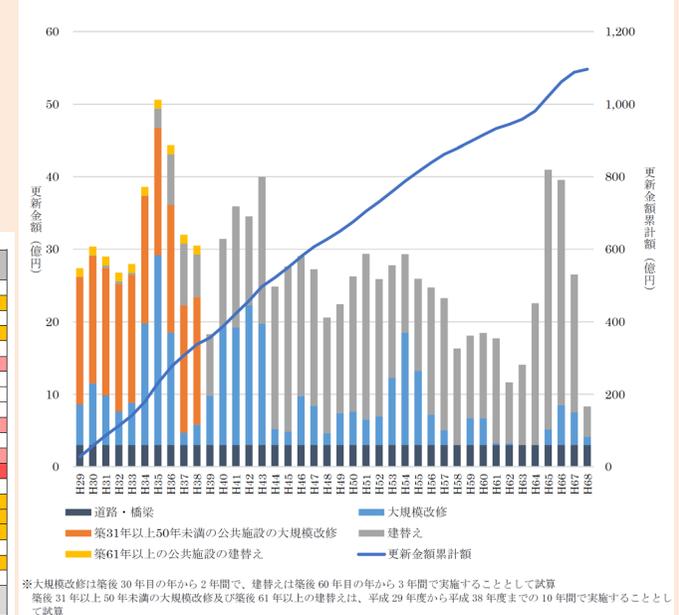
図表 施設老朽化比率

大分類	中分類	施設数	100%	80%以上	60%以上	40%以上	20%以上	20%未満	平均比率
市民文化系施設	文化施設	2	0	1	0	0	1	0	53.7%
	公民館	6	0	1	4	0	1	0	67.3%
	図書館	1	0	0	0	1	0	0	58.3%
社会教育系施設	その他社会教育施設	3	0	1	2	0	0	0	73.1%
	スポーツ・レクリエーション施設	17	1	2	6	4	1	3	36.1%
産業系施設	産業系施設	8	0	1	2	3	2	0	39.0%
	観光系施設	14	6	0	3	0	3	2	50.7%
学校教育系施設	小学校	10	0	1	6	0	3	0	54.1%
	中学校	5	0	2	3	0	0	0	82.2%
	その他教育施設	1	0	0	0	0	1	0	32.5%
子育て支援施設	保育所	2	1	1	0	0	0	0	85.9%
	学童保育	1	1	0	0	0	0	0	100.0%
福祉保健施設	福祉保健施設	5	1	0	1	0	2	1	35.8%
	庁舎等	2	0	1	1	0	0	0	80.1%
行政系施設	消防施設	25	14	2	5	1	1	2	77.6%
	その他行政系施設	11	1	3	3	1	1	2	60.7%
公営住宅等	公営住宅等	19	3	7	3	5	0	1	50.5%
	供給処理施設	5	0	1	0	3	0	1	74.9%
その他	その他	4	1	0	0	2	0	1	30.0%
	合計	144	31	25	39	20	16	13	52.8%

出典：「平成26年度固定資産台帳」

島原市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）より抜粋

図表 公共建築物とインフラ資産の年度別更新金額（単位：億円）



※大規模改修は築後30年目の年から2年間で、建替えは築後60年目の年から3年間で実施することとして試算
築後31年以上50年未満の大規模改修及び築後61年以上の建替えは、平成29年度から平成38年度までの10年間で実施することとして試算

出典：「平成26年度固定資産台帳」

効果等

- 固定資産台帳のデータをもとに算出した老朽化比率などの客観的なデータを踏まえつつ、各施設の整備方針を検討することが可能となる。計画に定めた方針に基づき、公営住宅等の取り壊しを実施。
- 引き続き、施設の長寿命化や統廃合、PPP/PFIなどの民間活力の活用などを検討し、住民ニーズに対応した効率的な管理の実現を目指す。

固定資産台帳を活用した公共施設の個別分析（兵庫県洲本市）

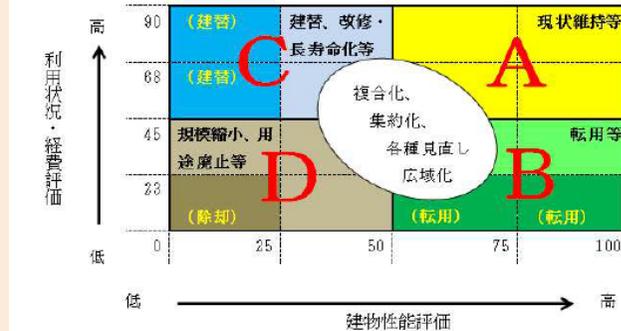
事例概要

- 個別施設計画の策定に併せて、各施設の状況や今後の方針の検証ツールとして「施設カルテ」を作成。「施設カルテ」においては、固定資産台帳のデータを活用して、老朽化比率と施設の利用状況を用いてマトリクス分析を実施。

取組内容

- 平成30年度から本格化した個別施設計画の策定に関連して、同計画の対象施設について、関係部署と協議の上で、「施設カルテ」を作成。
- 「施設カルテ」においては、固定資産台帳のデータから、取得価額や耐用年数などの情報を引用。また、減価償却累計額を用いて、老朽化比率を算出し、施設の利用状況等と組み合わせて、マトリクス分析を実施。
- 「施設カルテ」における判定結果を基に、外部有識者からなる公共施設等再編整備検討委員会において、将来の財政収支や施設配置状況に大きく影響を及ぼすと思われる公共施設について、現地調査を実施。
- その結果を踏まえつつ、委員会において、今後の施設の統廃合・用途廃止について検討を実施。今後、個別施設計画に検討結果を反映予定。

【施設評価判定表】



施設カルテ（抜粋）

施設カルテ						
					基準日	平成30年3月31日
施設基本情報						
大分類	市民文化系施設		中分類	集会施設		
施設名	洲本中央公民館		所管課	生涯学習課		
施設評価・判定						
項目	数値	平均値	判定	得点	判定基準	
1 一人当たり経費(円)	-658	-881	B	20	A: 平均値より30%以上少ない、B: 0%~29%少ない、C: 0%~29%多い、D: 30%以上多い、比較対象のない単体施設はB	
2 一人当たり面積(m ²)	0.03	0.11	A	30	A: 平均値より30%以上少ない、B: 0%~29%少ない、C: 0%~29%多い、D: 30%以上多い、比較対象のない単体施設はB	
3 稼働率			A	30	A: 稼働率75%以上~100%、B: 50%以上~75%未満、C: 25%以上~50%未満、D: 0%以上~25%未満、稼働率が不明な施設はC	
利用状況・経費評価(縦軸)					80	
4 老朽化比率	95%		D	0	A: 老朽化率25%未満、B: 25%以上50%未満、C: 50%以上75%未満、D: 75%以上	
5 耐震性能			B	20	A: 新耐震基準(1981年6月以降)で建てられた建物 B: 新耐震基準でないが、耐震改修済、もしくは耐震診断で問題なしと判定された建物 C: 耐震性能不安なし。耐震診断未実施(不明な場合はC) D: 耐震性能不安あり。耐震診断で問題あり	
6 バリアフリー			D	0	A: バリアフリー新法対応(2006年12月~) B: 改正ハードビル法に対応(2003年4月~) C: ハードビル法に対応(1994年6月~) D: 法非対応(~1994年5月) ※B~Dでも、バリアフリー項目を満たしている場合はAとする。	
7 自主点検			B	15	A: 目立った問題なし B: 微細な問題はあるが、事故に結びつく可能性は低い C: 今後事故につながる可能性があり、改善が必要 D: 事故発生の可能性が高く、早急な対応が必要 ※複数棟ある場合は、床面積の大きい主要な建物の評価に合わせます。	
建物性能評価(横軸)					35	
				総合判定		
				C		

効果等

- 公共施設マネジメントを行う上で、固定資産台帳のデータをはじめとする各データを用いて「施設カルテ」による分析を行うことにより、客観的な評価が可能となり、評価結果を基にした改善・見直しにつなげることができる。

セグメント分析（施設の統廃合）

【事例】施設別の財務書類の作成・分析による図書館の統廃合（熊本県宇城市）

背景・目的

- 合併に伴い、同種同規模の建物が旧5町ごとに存在している現状は、少子高齢化、市民ニーズの多様化、合併による生活圏の変化に合致した施設規模・配置では必ずしもなくなっている。
- 多くの施設を維持管理する上で、更新又は大規模改修が必要な施設に計画的かつ適切な保全管理ができていない。

事例の概要

- 財務書類のうち、経常的な行政活動に係る費用・収益を示す「行政コスト計算書」を、5つの図書館ごとに作成し、各図書館の行政コストを把握。

<施設別行政コスト計算書> (単位:千円)

施設名称	A図書館	B図書館	C図書館	D図書館	E図書館
【行政コスト】					
人件費	14,475	13,139	13,421	15,209	8,592
退職手当コスト	1,080	585	1,080	1,170	540
委託料	495	1,525	1,713	1,445	565
需用費	1,759	5,336	3,205	2,745	1,641
減価償却費	74	11,581	1,920	4,336	1,210
その他	3,780	7,910	4,458	5,151	2,521
行政コスト合計	21,663	40,076	25,797	30,056	15,069
【収入】					
その他		4			
収入合計		4			

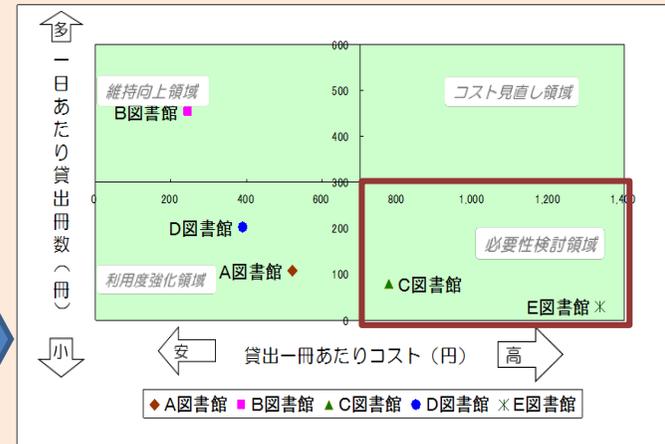
- 各図書館の行政コストをもとに、貸出一冊当たりのコストを算出。

<一冊当たりのコストを算出>

	A図書館	B図書館	C図書館	D図書館	E図書館
蔵書数	27,299	72,813	39,767	40,273	8,573
貸出冊数	39,433	165,827	29,362	74,004	10,883
行政コスト(千円)	21,663	40,076	25,797	30,056	15,069
1日あたり貸出冊数	108	454	80	203	30
1冊あたりコスト(円)	549	242	879	406	1,385

- 一日当たりの貸出冊数と組合せてグラフ化し、4つのグループに分け、各図書館の評価分析を実施。

- 必要性検討領域(右図の右下太枠)にある2つの図書館について、耐震性や地理的要素等も考慮しながら、移転、解体等を検討。



効果等

- 検討の結果、耐震性が低いC図書館については、平成27年度解体撤去。
- 市街地中心部から離れていたE図書館はB図書館の分館として中心部にある支所に移転(貸出冊数が倍増(1,500冊→3,000冊/月))。E図書館であったスペースを利用し、複数あった郷土資料館を宇城市郷土資料館として統合。

セグメント分析の実施手順①

(1) セグメントの単位等の設定

(以下の例は、図書館をイメージ)

①分析の目的を設定する

例) 公共施設の統廃合の検討の際の参考とする

②セグメントの単位・対象を設定する

例) 単位: 施設毎、対象: 図書館

③作成する財務書類の範囲を決定

例) 行政コスト計算書及び貸借対照表
行政コスト計算書のみ

④対象とする資産・負債・費用・収益の範囲を決定

例) 図書館が入る建物は対象とし、
図書館の所管課が入る本庁舎などの共通資産は対象外とする

⑤按分して計上する項目とその際の基準(配賦基準)の設定

例) 複数施設で一括契約している経費(例: 光熱費): 延床面積により按分

⑥必要な非財務情報を決定

例) 利用に関する情報(年間利用者数、貸出冊数、稼働日数等)

(2) 必要なデータの収集、セグメント別財務書類の作成

⑦仕訳帳等から作成対象のセグメントに関する支出・収入の情報を抽出し、直接関連付けて計上(直課)/按分して計上(配賦)

例) 物件費等は、仕訳帳や財務会計システムの予算執行データから、勘定科目や施設名称で抽出
複数施設で一括契約している経費は、延床面積で按分し、各図書館部分を算出

⑧固定資産台帳から作成対象とするセグメントに関する施設の情報抽出し、直課/配賦

例) 複合施設は、土地や建物を延床面積等により資産額を按分し、各図書館部分を算出
減価償却費は、「取得価額÷耐用年数」により算出

⑨人件費、賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額を算定し、直課/配賦

例) 職員給与費(特別職を除く) 26億円 ÷ 全職員数(特別職を除く) 400人 × 担当職員数 5人 = 3,250万円

⑩作成したデータを各財務書類に入力し、必要な財務書類を完成させる

(3) 非財務情報を用いた比較分析

⑪非財務情報を収集し、作成したセグメント別財務書類と組み合わせて分析を実施

例) 非財務情報(例: 貸出冊数)を用いて、単位当たりコストを算出し、施設間で比較し、コスト効率性を分析

⑦仕訳帳・予算執行データからの抽出

(単位: 円)

金額	摘要	仕訳	施設
35,500,000	A図書館改修工事支払	維持補修	A図書館
50,000,000	A図書館運営委託料	物件費	A図書館
20,000,000	B図書館運営委託料	物件費	B図書館
30,000,000	B図書館改修工事支払	維持補修	B図書館
10,000,000	図書館備品購入費	物件費	図書館
3,000,000	図書館消耗品購入費	物件費	図書館
2,200,000	図書館水道料	物件費	図書館
2,000,000	図書館電気料	物件費	図書館
1,500,000	図書館ガス料	物件費	図書館
6,000,000	図書館清掃管理委託料	物件費	図書館
.....

摘要欄や施設欄をもとに、対象のデータを抽出

⑧固定資産台帳からの抽出

(単位: 円)

	資産目名称	耐用年数	取得年月日	取得価額	減価償却累計額
事業用資産/土地	A図書館	-	1990年1月1日	52,810,390	-
事業用資産/建物	A図書館	50年	2007年4月1日	367,500,000	66,150,000
事業用資産/工作物	A図書館	10年	2007年4月1日	32,623,500	32,623,499
事業用資産/土地	B図書館	-	1980年6月1日	45,000,000	-
事業用資産/建物	B図書館	50年	1997年4月1日	294,000,000	111,720,000
事業用資産/工作物	B図書館	10年	2000年4月1日	40,000,000	39,999,999
.....

⑪単位当たりコストの分析

	A図書館	B図書館
平成29年3月31日現在人口(人)全体	66,000	66,000
図書館の延床面積	3,000㎡	2,000㎡
平成28年度施設利用者数(人)	280,000	150,000
図書蔵書数(冊)	320,000	100,000
平成28年度貸出冊数(冊)	500,000	200,000
1冊あたりのコスト(純行政コスト/蔵書数)	360	599
1人あたりの純行政コスト		
全体人口(職員給を含む)	2,725	1,816
全体人口(職員給を除く)	1,633	724
利用者(職員給を含む)	642	799
利用者(職員給を除く)	385	319
有形固定資産減価償却率(%)	24.70	45.40

セグメント分析の実施手順②

①元データの抽出

- 仕訳帳から作成対象とするセグメントに関する支出が含まれる伝票を抽出
- 固定資産台帳から作成対象とするセグメントに関する施設の情報を抽出

②直課・配賦の実施

簡素

精緻

共通資産の取扱い	配賦しない	予算計上している部署に直課	事業・施設毎に按分		
共通費の配賦基準	配賦しない	予算計上している部署に直課	各部局の管理部門の管理事業に一括計上	各課・事業毎に配賦(執行実績)	取引内容に応じた係数で按分(個別配賦)
人件費の配賦基準	平均給与額×職員数	職階別平均給与額×職員数 会計別平均給与額×職員数	※超勤手当の追加(超勤実績×平均単価等)	現況調査等による実従事時間により、実際の発生額を按分	
退職手当引当金・繰入額の配賦基準	人件費と同様の基準で配賦				
賞与手当引当金・繰入額の配賦基準	人件費と同様の基準で配賦				
地方債の配賦基準	配賦しない (臨財債:配賦しない)	(臨財債:財政課等の管理部門に直課)	「起債台帳」に基づき充当額に応じて配賦	(臨財債:按分基準を整備して配賦)	

③作成する書類の種類

行政コスト計算書(PL)

貸借対照表(BS)

資金収支計算書(CF)

純資産変動計算書(NW)

公共施設等の適正管理の推進

平成29年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、集約化・複合化事業の対象を拡充等

【地方債計画額 H29：3,150億円 → H30～R2：4,320億円 → R3：4,320億円】

期間：平成29年度から令和3年度まで(ただし、経過措置として、令和3年度までに建設工事に着手した事業については、令和4年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる)

※下線部分は令和3年度からの措置

公共施設等適正管理推進事業債

① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉建築物(公民館等) : 延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業
非建築物(グラウンド等) : 維持管理経費等が減少すると認められる集約化・複合化事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：50%

※複数団体が連携して実施する集約化・複合化事業の取組において、対象施設を有しない団体も実施主体に含む。

② 長寿命化事業

〈対象事業〉

【公共用の建築物】施設(義務教育施設を含む)の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業

【社会基盤施設(道路(舗装、小規模構造物等)、河川管理施設、砂防関係施設(昭和53年以降の技術基準で設計された施設を含む。)、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設)】所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(一定の規模以下等の事業)

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%(注))

③ 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%)

④ 立地適正化事業

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%)

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

〈対象事業〉公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%(注))

⑥ 除却事業

〈対象事業〉公共施設等の除却を行う事業

〈充当率〉90%

(注)義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業(地方単独事業)に係る当該値を下回らないよう設定

※①～⑥全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑥を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。また、当該同種・類似の計画が一部の施設のみを対象としている場合でも対象となる。

公共施設等適正管理推進事業債について（令和3年度）

事業名	対象施設			参考	地方債措置	
	公共施設 (※)	社会 基盤施設	公用施設		充当率	交付税 措置率
①集約化・複合化	○			グラウンド等の非建築物についても、維持管理経費等が減少すると認められる場合は対象	90%	50%
②長寿命化	○	○				財政力に応じて 30%～50%
③転用	他の公共施設 への転用 ○		公共施設 への転用 ○	①との組合せ(集約化・複合化した残りの施設の転用)も可能		
④立地適正化	○		本庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助事業を補完する事業 ・国庫補助事業と一体的に実施する事業 } 対象		
⑤ユニバーサルデザイン化	○	○	○	庁舎などの公用施設における段差解消やトイレの洋式化も対象		
⑥除却	○	○	○			

※公営住宅及び公営企業施設を除く

(期間)令和3年度まで(ただし、経過措置として、令和3年度までに建設工事に着手した事業については、令和4年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる)

(留意点) 全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑥を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。

① 集約化・複合化事業

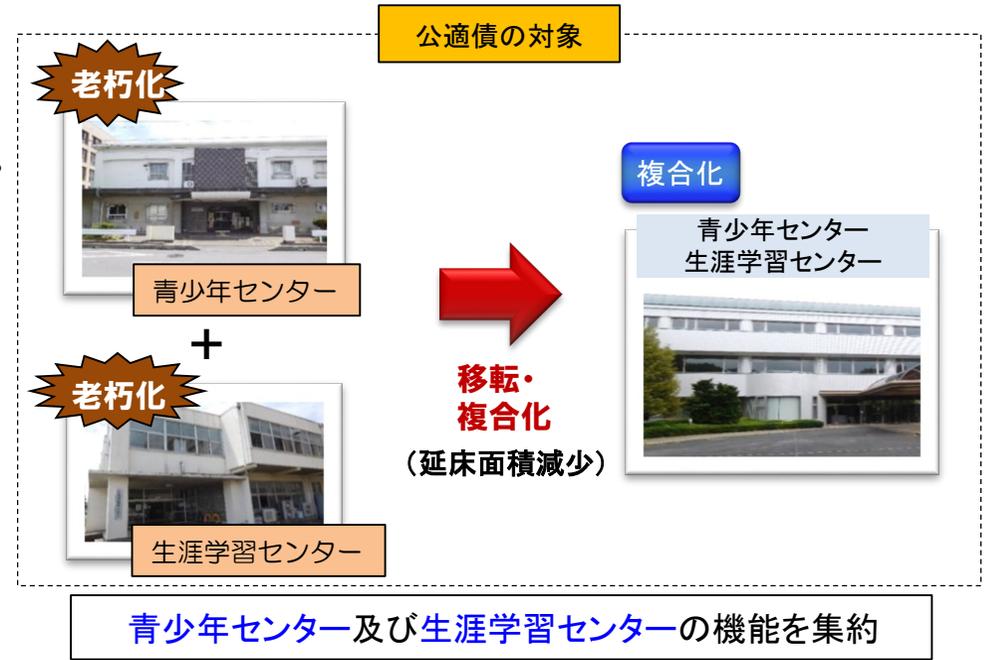
対象事業

- 個別施設計画に位置付けられた以下の集約化事業又は複合化事業（公用施設、公営住宅、公営企業施設は対象外）
建築物（公民館等）：延床面積の減少を伴うもの
非建築物（グラウンド等）：施設の数及び維持管理経費が減少すると認められるもの

留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 統合前の施設の廃止が、集約化又は複合化による統合後の施設の供用開始から5年以内に行われることが必要。
- ・ 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれる。
- ・ 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる。
- ・ 公共施設と対象外施設（庁舎等）を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り対象となる。
- ・ 集約化又は複合化により整備する施設に、整備前の施設にない機能を有した施設を新たに追加して併設する場合、当該追加部分の施設については対象外となる。
（共用部分がある場合は面積按分等）



充当率・元利償還金に対する交付税措置

集約化・複合化事業費
公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）

元利償還金の50%を地方交付税措置

一般財源

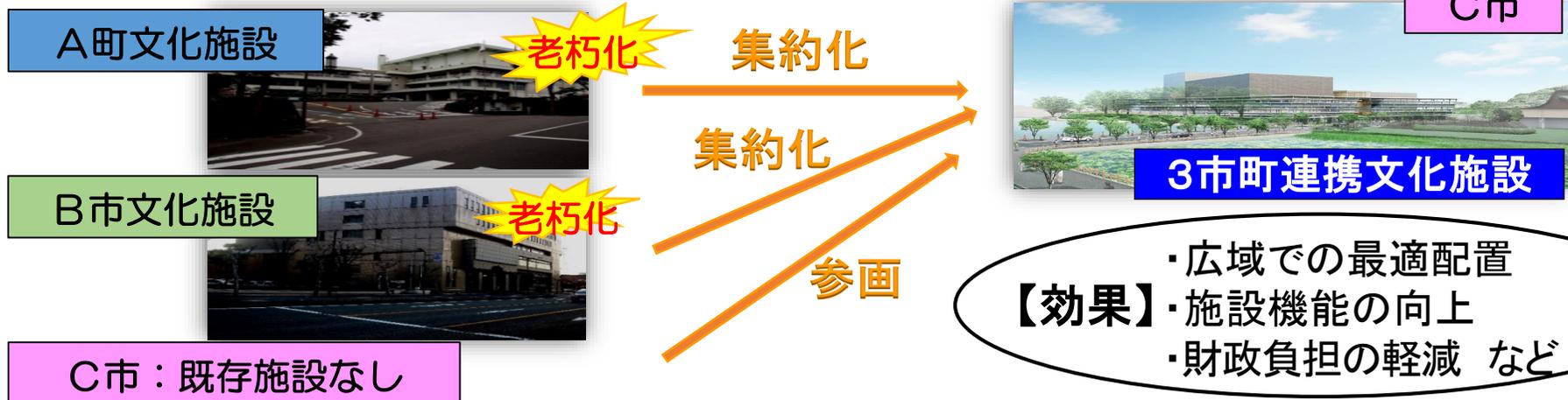
広域的に実施する公共施設等の集約化・複合化の推進

- 全国的に人口減少や公共施設等の老朽化が進む中、公共施設等の集約化・複合化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図ることが重要。
- 近年においては、団体内における集約化・複合化には一定の進捗が見られるが、より広域での最適配置を図る観点から、今後は、複数団体の連携による取組も積極的に推進する必要。
 - ※ H27年度に公共施設最適化事業債を創設。H29年度から公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)に移行。(いずれも充当率90%、交付税措置率50%)
- 複数団体が連携して実施する集約化・複合化の取組において、集約化・複合化する施設を有しない団体が当該事業による施設整備の実施主体となる場合も公共施設等適正管理推進事業債を活用可能とする。

<経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)>(抜粋)

「広域的に相互に連携する事業(略)など地域課題の解決に効果的な事業に積極的に取り組む地方自治体に対する地方財政措置の拡充について検討する。」

【複数団体の連携による集約化・複合化のイメージ】



②-1 公共用の建築物の長寿命化事業

対象事業

○ 個別施設計画に位置付けられた公共用の建築物に係る長寿命化事業であって、法定耐用年数を超えて公共用の建築物を使用するために行う改修事業

(施設に附属する設備であって、当該施設を使用目標年数まで活用するために不可欠なものを含む。)

※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設の改修事業は対象とならない

留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 個別施設計画において、当該改修事業が位置付けられているだけでなく、長寿命化の目標として法定耐用年数を超える使用目標年数が定められていること。
- ・ 改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。

〔改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする〕

充当率・元利償還金に対する交付税措置

長寿命化事業費

公共施設等適正管理推進事業債 (充当率90%)

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

【事業イメージ】

○長寿命化例1(図書館)



法定耐用年数50年

外壁、建具、
屋根防水
の改修等



長寿命化



目標使用年数80年

○長寿命化例2(高校校舎附帯施設(格技場))



法定耐用年数47年

外壁、屋根
の改修等



長寿命化



目標使用年数60年

②-2 社会基盤施設の長寿命化事業

対象事業

- 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（10年以上の長寿命化が見込まれる一定の規模以下の事業等）
〔 道路（舗装、小規模構造物等）、河川管理施設、砂防関係施設（昭和53年以降の技術基準で設計された砂防施設を含む。）、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港 施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設 〕

留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 所管省庁が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえ実施する事業であること
- ・ 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明らかにされていること

【事業イメージ】

○道路（舗装の表層に係る補修）



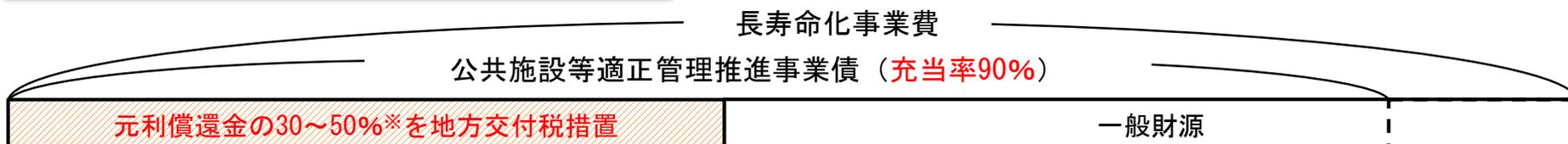
○都市公園施設（テニスコートの改修）



○農業水利施設（頭首工の補修）



充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

③ 転用事業

対象事業

○ 個別施設計画に位置付けられた施設の転用事業

※ 転用後の施設が公用施設や公営住宅、公営企業施設である事業は対象とならない

留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 転用に伴い面積が増加する場合、転用前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。

（転用に係る事業費全体について面積按分等を行い、転用前の施設の面積分の事業費を算出して対象事業費とする）

- ・ 施設全体ではなく、一部を転用する場合も対象となる。
- ・ 転用前の施設が現に供用されていない場合も対象となる。

【事業イメージ】

○ 転用例1



小学校



転用



地区交流センター

○ 転用例2



保育所



転用



地域集会施設

充当率・元利償還金に対する交付税措置

転用事業費

公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

④ 立地適正化事業

対象事業

○ 立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業(*)を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業

(事業例) 国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業

国庫補助事業の一部要件(事業規模等)を満たさない事業

* 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率
嵩上げ等の要件とされている国庫補助事業をいう。

※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は対象とならない

留意事項

事業期間:平成29年度～令和3年度

- 補完事業については、改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。(改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする)

【事業イメージ】



充当率・元利償還金に対する交付税措置

立地適正化事業費

公共施設をまちなかで適切に配置

公共施設等適正管理推進事業債 (充当率90%)

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

対象事業

○ ①又は②に該当する事業

① バリアフリー法に基づく公共施設等(公営住宅及び公営企業施設を除く)のバリアフリー改修事業

i) 移動等円滑化基本構想に基づく事業

ii) 移動等円滑化基準に適合させるための改修事業(施設の一部を基準に適合させる事業を含む)

例) 車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等

② ①以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

例) 授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

留意事項

事業期間：平成30年度～令和3年度

【事業イメージ】

・ 公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した上で当該方針等に基づき実施する事業であること。

・ ① ii) 及び②については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること(※)。

※ 公共施設等総合管理計画に記載のユニバーサルデザイン化の推進方針に則して、ユニバーサルデザイン化のための具体的な対策内容(対象施設、実施時期、対策内容等)を記載



デジタルサイネージの整備
事業費：数十万円～数百万円(1台)



多目的トイレの整備
事業費：400万円程度



出入口の段差解消
事業費：30万円程度

充当率・元利償還金に対する交付税措置

ユニバーサルデザイン化事業費
公共施設等適正管理推進事業債 (充当率90%)

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

公共施設等適正管理推進事業債における交付税措置率

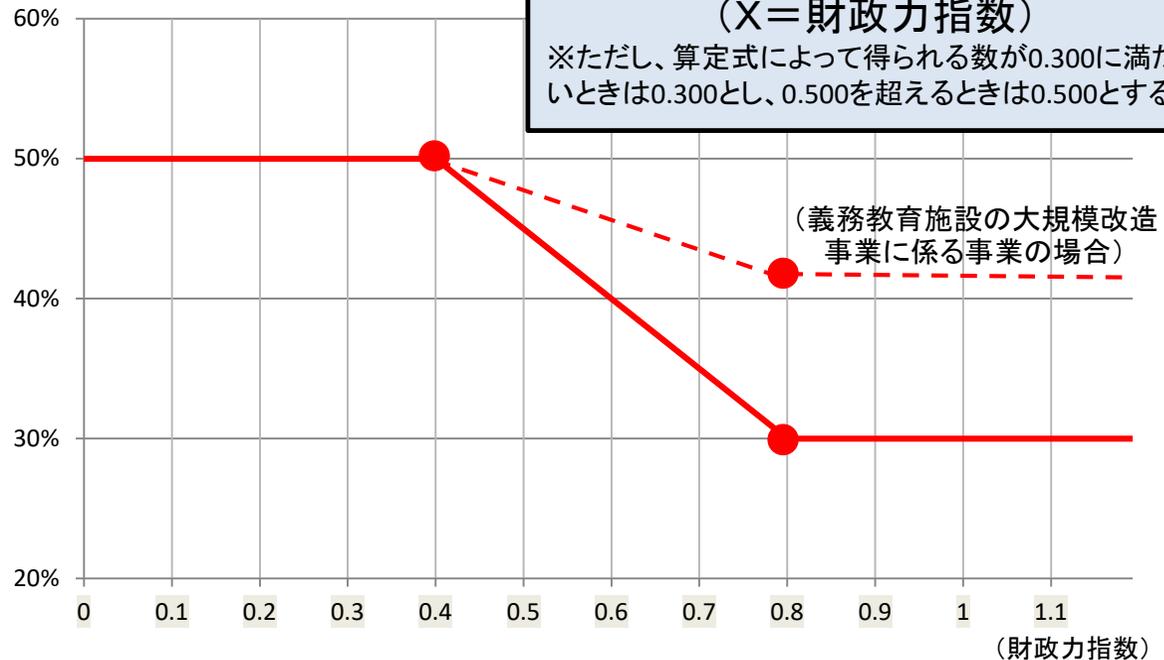
- 公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）のうち、長寿命化事業・転用事業・立地適正化事業・ユニバーサルデザイン化事業に係る元利償還金の普通交付税の措置率について、平成30年度同意等分より、現在の一律30%から拡充し、財政力に応じて30～50%とする。

財政力指数と交付税措置率

財政力指数	交付税措置率
0.8以上	30%
0.4以上 0.8未満	財政力に応じて 30～50%（※）
0.4未満	50%

（都道府県、市区町村共通）

（交付税措置率）



※ 長寿命化事業及びユニバーサルデザイン化事業のうち、義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定。

⑥ 除却事業

対象事業

○ 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物の除却

※ 個別施設計画への位置付けは不要

留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 公営企業に係るものを除く。
- ・ 解体撤去に要する経費のほか、原状回復に要する経費が含まれる。

【事業イメージ】

○除却例1



公民館



除却



更地

○除却例2



児童館

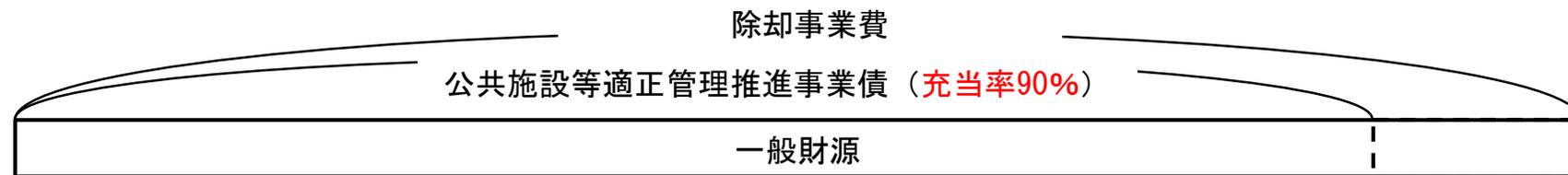


除却



更地

充当率・元利償還金に対する交付税措置



※交付税措置なし

<参考> 地方財政法（昭和23年法律第109号）※平成26年度改正（平成26年法律第5号）により導入

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第33条の5の8 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引き（抜粋）

自治体施設・インフラの 老朽化対策・防災対策のための 地方債活用の手引き （全体版） 令和2年7月

総務省自治財政局
調整課・地方債課・財務調査課

— 目次 —

1. 自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策の推進 … 1頁
2. 地方債活用のあらまし … 5頁
3. 具体的な事業例 … 23頁
4. 活用可能な資金 … 59頁
5. 参考資料 … 65頁

集約化・複合化事業 ⑩

事業の概要

兵庫県伊丹市(人口19.7万人)「総合ミュージアム等複合化事業」

老朽化が進む、美術館や工芸センター等からなる市立複合施設「みやのまえ文化の郷」と市立博物館を、伊丹市の歴史・芸術・文化を発信する新たな拠点複合施設「総合ミュージアム」として再整備する。また、併せて、有効に活用されていなかったスペースを活用し、市立博物館の歴史収蔵庫の移転整備を行う。

事業のポイント

- ①各施設の一体利用
- ②施設の魅力向上・まちなぎわい
- ③ユニバーサルデザイン
- ④機能回復・向上、老朽改修



事業の効果

- 歴史・芸術・文化施設を「総合ミュージアム」として一体的に整備することで、各分野の連携による新たな魅力や価値を創出するとともに、観光分野の強化にもつながる。
- 老朽化した博物館を除却し、既存施設に複合化することで、維持管理経費が削減できる。また、設備(照明、空調、エレベーター等)の改修・更新を行うことで、施設の長寿命化や利用効率化が図られる。

長寿命化事業（公共施設）②

事業の概要

福島県須賀川市(人口7.7万人)「須賀川市文化センター耐震補強改修工事」

開館以来約40年を経過し老朽化した文化センターについて、耐震補強と劣化改修を実施することで長寿命化を図る。

事業のポイント

- ・開館後約40年を経過した施設の耐震補強や、特定天井の改修を行うとともに、老朽化が著しい内外装や設備機器等の劣化改修を行い長寿命化を図った。



事業実施期間：H30～R2年度
総事業費25.4億円

- ・施設の耐震補強
- ・特定天井の改修
- ・内外装の劣化改修
- ・設備機器等の劣化改修

建替えと比較し
約65億円の
事業費の削減

事業の効果

- 公共施設等適正管理推進事業債を活用することで、耐震補強と国費の対象にならない設備等の改修工事を一体的、効率的に実施することができる。
- 本施設は今後30年間の利活用を目指すものであるが、本件の耐震補強と施設改修の費用は約25億円である一方、建替え費用の想定額は90億円以上であり、事業費の削減につながっている。